

# 普代村立普代中学校【いじめ防止基本方針】

平成 26 年 6 月 23 日策定

平成 29 年 6 月 22 日改定

## 0 本方針設定の背景

本方針は、平成 25 年 9 月 28 日施行された「いじめ防止対策推進法」により、本校におけるいじめの防止といじめが起こった場合の対応等を明確にするため設定するものであること。

また、平成 29 年 3 月 6 日文科科学省通知「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定を受け本校の方針を改定するものであること。

## 1 いじめの定義 (法第 2 条)

### いじめとは、

当該児童等が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童等と**一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為**（インターネットを通じて行われているものを含む）

当該行為の対象となった児童等が**心身の苦痛を感じているもの。**

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか判断する。

## 2 本校の経営方針

本校は、最大の受益者である生徒のための教育活動を展開し、知・徳・体のバランスの取れた生徒の「生きる力」を育むとともに、普代村の将来の担い手として村の復興・発展に寄与しようとする意欲を持った生徒を育成します。

また、保護者・地域のニーズ等にこたえ、地域の学校としての機能を発揮するとともに、家庭・地域と協同して生徒たちの教育を展開していきます。

さらに、**本校はいじめを許しません。いじめが発生した場合は、可能な限り迅速な対応を行います。**

## 3 いじめ防止に関わる重点

- (1) いじめを許さない教育と啓蒙活動の充実
- (2) いじめを把握するための情報収集と相談窓口の設置
- (3) いじめに対する組織的な体制の構築と対応の迅速化
- (4) いじめ把握・対応に関わる教員研修の充実と防止等のための取組状況の評価
- (5) 保護者への情報提供と関係機関との連携の強化

#### 4 いじめ防止に関わる具体的取り組み

具体的取り組み	関連項目
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道徳教育の充実及び全教育活動を通して自他の「心と命」を大切にする教育の実践。</li> <li>・ Q Uテストの結果を活かし、特別活動を通して生徒の人間関係を醸成する教育の充実。</li> <li>・ 情報モラル教育の充実。</li> </ul> <p>インターネット上のいじめは重大な人権侵害であり、被害者等へ深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる</p>	3(1)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学期ごとの「いじめアンケート調査」と「教育相談」の実施。</li> <li>・ 教育相談室・保健室等、生徒にとって相談しやすい環境設定の構築。</li> </ul>	3(2)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則週1で【いじめ防止対策連絡会】(生徒指導情報交流会)を開催。 構成メンバー(校長・副校長・各学年主任(教務・生徒指導主事・特別支援C○を含む)・養護教諭・教育相談員・SC) いじめに関わる情報の判別、いじめ対応策・いじめ被害生徒の保護方針等の決定。</li> <li>・ <u>いじめ解消の定義</u>。 いじめの行為が止んでいる状況が少なくとも3か月継続していること 被害者本人及び保護者と面談等を行い、心身の苦痛を感じていないこと</li> </ul>	3(3)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学期ごとに事例研修会を実施し、いじめについての<u>情報共有の法的義務</u>と見かた・考え方を醸成。</li> <li>・ <u>学校におけるいじめ防止等のための取組状況(アンケート、個人面談、校内研修等の実施状況)の学校評価の実施</u>。</li> </ul>	3(4)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者に対しての積極的に情報提供し、<u>協力を得る</u>。</li> <li>・ 教育委員会・警察等との情報交換及び情報提供。</li> </ul>	3(5)

#### 5 いじめ発生に関わる対応フロー



## 6 重大事態への対応

### (1) 重大事態

- ・ 児童等の生命、**心身または財産に重大な被害**が生じた疑いがあると認めるとき。  
(自殺を企図する・身体に重大な障害を負う・金品に重大な被害を被る・精神性の疾患を発症する)
- ・ 児童等が**相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている**疑いがあると認めるとき。

### (2) 重大事態の対応

- ア 教育委員会と協議し、外部識者を入れた第三者機関を設置する。
- イ 事実関係を明確にするため、当該事案に特化したアンケート調査等を実施する。
- ウ 調査結果については、被害生徒・加害生徒及び保護者に必要な情報を開示するとともに、原則として他の保護者に対しても説明責任を果たす。
- エ 重大事態の発生の報告を首長に行う。
- オ 状況に応じては、指導を受け再調査を行い、協議し出席停止など適切な措置を行う。
- カ マスコミ等への対応については、窓口を校長に1本化して対応する。

## 7 その他 (いじめと疑われる事例) (大津市のいじめによる中2の生徒の自殺事例より)

- ・ 恒常的に、一方的に同じ生徒がプロレス等の技をかけられている。
- ・ 頻繁に同じ生徒の物がなくなったり私物が壊されたりしている。
- ・ 友達に「死にたい」ともらす。
- ・ 殴り合いをした生徒の一方の生徒の顔だけがはれている。